茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査(定期監査)を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年7月8日

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一

同 池田 雄二郎

同 岸 正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 監査等の種類 財務監査(定期監査)
- 2 監査等の対象 環境部
- 3 監査等の着眼点 本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容(監査の対象項目)
 - (1) 予算の執行に関する事務
 - (2) 収入に関する事務
 - (3) 支出に関する事務
 - (4) 契約に関する事務
 - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
 - (6) 工事に関する事務
 - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の日程 令和2年7月2日(木)
- 6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 環境政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 環境保全課

〈美化運動推進事業補助金〉

茅ヶ崎市環境部環境保全課所管に係る補助金交付要綱では、美化運動推進事業補助金の交付の時期が「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に補助金が交付されていませんでした。

(3) 資源循環課

〈家庭用生ごみ処理機購入費補助金〉

茅ヶ崎市環境部資源循環課所管に係る補助金交付要綱では、家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付の時期が「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に補助金が交付されていないものがありました。

(4) 環境事業センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。